

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第14号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第8条 県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 <u>通用期間が支給単位期間（県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（自転車等使用者の区分及び支給額）</p> <p>第8条の2 県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与</p>	<p>第8条 県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額</u></p> <p><u>イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める額</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（自転車等使用者の区分及び支給額）</p> <p>第8条の2 県職員給与条例第10条第2項第2号又は学校職員給与</p>

改正前	改正後
<p>条例第11条の3第2項第2号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員、同法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員及び地公法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 自転車等のうち原動機付交通用具を使用する職員（第3号に掲げる職員を除く。）別表第1の<u>自転車等の片道の使用距離</u>の区分に応じ、通勤手当の額の欄に定める額</p> <p>(2) 自転車等のうち原動機付以外の交通用具を使用する職員（次号に掲げる職員を除く。）別表第2の<u>自転車等の片道の使用距離</u>の区分に応じ、通勤手当の額の欄に定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>（特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準）</p> <p>第9条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第8条の規定は、県職員給与条例第10条第3項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合にお</p>	<p>条例第11条の3第2項第2号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員、同法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員及び地公法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 自転車等のうち原動機付交通用具を使用する職員（第3号に掲げる職員を除く。）別表第1の<u>片道の使用距離</u>の区分に応じ、通勤手当の額の欄に定める額</p> <p>(2) 自転車等のうち原動機付以外の交通用具を使用する職員（次号に掲げる職員を除く。）別表第2の<u>片道の使用距離</u>の区分に応じ、通勤手当の額の欄に定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>（特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準）</p> <p>第9条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第8条<u>（第1項第3号を除く。）</u>の規定は、県職員給与条例第10条第3項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について</p>

改正前	改正後
<p>いて、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び県職員給与条例第10条第2項第2号に定める額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 <u>前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとし</u></p>	<p>準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、<u>同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と</u>、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び県職員給与条例第10条第2項第2号に定める額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額及び学校職員給与条例第11条の3第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>

改正前	改正後
<p><u>て得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</u></p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p> <p>イ 第9条の5第1項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する<u>すべての普通交通機関等</u>についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p>	<p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</u></p> <p><u>イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額</u></p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア <u>イ及びウ</u>に掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p> <p>イ 第9条の5第1項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 <u>（ウに掲げる場合を除く。）</u> 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する<u>全ての普通交通機関等</u>についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p>

改正前	改正後
<p>3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合 <u>第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額</u></p> <p>3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」とい</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p> <p>イ 第9条の5第1項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する<u>すべて</u>の特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p> <p>4 略 （支給単位期間）</p> <p>第10条の3 県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 <u>当該普通交通機</u></p>	<p><u>う。)</u></p> <p><u>イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額</u></p> <p>(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア <u>イ及びウ</u>に掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p> <p>イ 第9条の5第1項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 <u>（ウに掲げる場合を除く。）</u> 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する<u>全て</u>の特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p> <p><u>ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額</u></p> <p>4 略 （支給単位期間）</p> <p>第10条の3 県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 <u>次に掲げる場合</u></p>

改正前	改正後												
<p><u>関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときに於ける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第8条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">原動機付交通用具を使用する職員</p> <table border="1" data-bbox="232 1145 1106 1241"> <tr> <td style="width: 50%;">自転車等の片道の使用距離</td> <td style="width: 50%;">通勤手当の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第8条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">原動機付以外の交通用具を使用する職員</p> <table border="1" data-bbox="232 1342 1106 1390"> <tr> <td style="width: 50%;">自転車等の片道の使用距離</td> <td style="width: 50%;">通勤手当の額</td> </tr> </table>	自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額	略		自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額	<p><u>の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときに於ける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間</u></p> <p><u>イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める期間</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第8条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">原動機付交通用具を使用する職員</p> <table border="1" data-bbox="1160 1145 2033 1241"> <tr> <td style="width: 50%;">片道の使用距離</td> <td style="width: 50%;">通勤手当の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第8条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">原動機付以外の交通用具を使用する職員</p> <table border="1" data-bbox="1160 1342 2033 1390"> <tr> <td style="width: 50%;">片道の使用距離</td> <td style="width: 50%;">通勤手当の額</td> </tr> </table>	片道の使用距離	通勤手当の額	略		片道の使用距離	通勤手当の額
自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額												
略													
自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額												
片道の使用距離	通勤手当の額												
略													
片道の使用距離	通勤手当の額												

改正前		改正後	
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、通勤手当に関する規則第10条第2項、第10条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第10条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。